

館林市教委規則第2号

館林市立学校適正規模・適正配置審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、館林市附属機関設置条例（平成30年館林市条例第26号）第2条第2項の規定に基づき、館林市立学校適正規模・適正配置審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 館林市立小学校及び中学校の規模及び配置に関して、将来を見据えた適正なあり方を早急に検討するため、館林市立学校適正規模・適正配置審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(設置期限)

第3条 審議会は、令和9年3月31日まで置かれるものとする。

(所掌事務)

第4条 審議会は、館林市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し答申する。

- (1) 学校の適正な規模に関すること。
- (2) 学校の適正な配置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第5条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 区長
- (3) 市立小学校長
- (4) 市立中学校長
- (5) 市内県立高等学校長
- (6) 公立及び私立幼稚園・保育園・こども園長
- (7) 市立小学校児童の保護者

- (8) 市立中学校生徒の保護者
 - (9) 公立及び私立幼稚園・保育園・こども園に通う園児の保護者
 - (10) 市学校教育関係団体の代表者
 - (11) その他教育委員会が必要と認める者
- (任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

- 2 この規則は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。